

衆議院法務委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 5 月 17 日（水）、第 17 回の委員会が開かれました。

1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第 58 号）

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（内閣提出第 59 号）

・齋藤法務大臣、和田内閣府副大臣、門山法務副大臣、羽生田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）大口善徳君（公明）、英利アルフィヤ君（自民）、石橋林太郎君（自民）、鎌田さゆり君（立憲）、吉田はるみ君（立憲）、山田勝彦君（立憲）、米山隆一君（立憲）、寺田学君（立憲）、漆間謙司君（維新）、阿部弘樹君（維新）、沢田良君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

大口善徳君（公明）

- （1） 両案に対する法務大臣の思い
- （2） 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪
 - ア 構成要件を現行の規定から変更する趣旨及びその効果
 - イ 罪の成立について「婚姻の有無にかかわらず」という文言を明記する趣旨
 - ウ 暴行・脅迫要件について現行法とは異なりその程度を問わないことの確認及びその趣旨並びに暴行・脅迫以外の行為・事由についてもその程度を問わないことの確認
 - エ 法制審議会において「拒絶困難（拒絶の意思を形成し、表明し又は実現することが困難な状態をいう。）」とする試案から「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」と答申するに至った経緯
 - オ 「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」の意義、「著しく困難」としない理由及び「全うすることが困難な状態」の適用事例
 - カ 障害児者等の置かれる状況に着目したものとなっているか否か並びに改正後の刑法第 176 条第 1 項第 2 号の「心身に障害を生じさせること又はそれがあつること」の種類・程度に限定がないこと及び急性解離反応が「心身の障害」に含まれるか否かの確認
 - キ 不同意性交等罪の対象となる「性交等」に「^{ちつ}膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの」を加える意義及び悪質な痴漢行為がこれに該当することとなるか否かの確認
- （3） 公訴時効期間の延長
 - ア 延長する期間を 5 年とする根拠
 - イ 本法案成立後に速やかに被害申告の実態調査を行う必要性
- （4） 性交同意年齢の引上げ及び 5 歳差要件を設ける理由及び根拠
- （5） 面会要求等罪の新設の趣旨、保護法益、処罰対象行為及び 5 歳差要件を設ける趣旨
- （6） 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設
 - ア 改正後の刑事訴訟法第 321 条の 3 第 1 項第 2 号として想定される措置の内容及び適正な実施に向けた取組
 - イ 聴取主体を限定していない理由及び中立の専門家とすべきとの意見に対する法務省の見解並びに聴取対象者を限定していない理由
- （7） 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の制度の新設の趣旨及び概要並びに消去等の対象とならないが還付が相当でないものへの対応

英利アルフィヤ君（自民）

- (1) 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪
 - ア 現行の規定から構成要件を改める趣旨及びその概要
 - イ 性交同意年齢を引き上げる趣旨及びその概要
- (2) 面会要求等罪の趣旨及びその概要
- (3) 公訴時効期間を延長する趣旨及びその概要
- (4) 性的姿態撮影行為等処罰法案
 - ア 本法により処罰される行為の内容
 - イ 消去等措置の対象となる画像及び具体的な措置の内容
- (5) 両案の意義及び成立に向けた法務副大臣の意気込み

石橋林太郎君（自民）

- (1) 両案提出の趣旨
- (2) 障害者の性被害への対応
 - ア 今回の立案過程における性犯罪被害の当事者となった障害者へのヒアリングの実施の有無
 - イ 改正後の刑法第 176 条第 1 項第 2 号の規定は「心身の障害」があればその者は「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすること」はできないという意味のものでないことの確認
 - ウ 改正後の刑法第 176 条第 2 項の規定の知的障害者の誤信等に乗じたわいせつ行為等に対する不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪の適用の可否
 - エ 心身に障害を有する者の性被害に対応した規定を別途設ける必要性に対する法務省の見解
- (3) 性教育
 - ア 学校における性教育の現状
 - イ 全国の学校で推進されている「生命（いのち）の安全教育」の概要
 - ウ 文部科学省における包括的性教育という文言の使用の有無
 - エ 国連教育科学文化機関（ユネスコ）が発表した国際セクシュアリティ教育の導入検討の有無
 - オ 道徳教育と性教育とは相容れない目的と内容があるとの意見に対する文部科学省の見解

鎌田さゆり君（立憲）

- (1) 性的同意に関して「イエス・ミーンズ・イエス」型の処罰規定の調査・研究の必要性についての法務大臣の見解
- (2) 同意のない性行為と認められたものの故意が阻却され無罪となった事案の把握状況
- (3) 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪が認定されるために必要な「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」及び「暴行・脅迫」はその程度を問わないことの確認
- (4) 性交同意年齢
 - ア 児童福祉法が規定する児童に淫行させる罪及び各都道府県の青少年健全育成条例が規定する青少年とみだらな性交等を行った罪の異同
 - イ 性交同意年齢を 13 歳未満から 16 歳未満に引き上げる理由
 - ウ 15 歳であった高校生と性行為を行いその後に結婚し平穏な結婚生活を送っている者が処罰される可能性
 - エ 性交同意年齢の引上げ及び年齢差要件について法務省が関係機関や関係団体と協力して周知徹底を図る必要性
- (5) 学校における性教育

- ア 学校において性に関する正しい知識を教える必要性
- イ いわゆる「歯止め規定」の内容
- ウ 上記イの歯止め規定に基づき学校における性教育で性行為は取り扱わないことの確認
- (6) 性犯罪の公訴時効
 - ア 公訴時効を撤廃する必要性についての法務大臣の見解
 - イ 公訴時効の進行開始を30歳まで停止するなど公訴時効期間の更なる見直しを検討する必要性
- (7) 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則
 - ア 適切な司法面接の在り方を法曹三者で検討する必要性
 - イ 司法面接での聴取を適切に行うことができる人材を養成する必要性

吉田はるみ君（立憲）

- (1) 大手芸能事務所の創業者による性加害報道
 - ア 一連の報道についての法務大臣の受け止め
 - イ 性暴力根絶の取組や被害者支援を強化していく必要があるとした5月15日の官房長官の記者会見を受けた具体的な取組の有無
 - ウ 子供の性被害の問題に対する党派を超えた取組についての法務大臣の見解
 - エ 13歳以上16歳未満の者に対しその者より5歳以上年長の者が口^く腔性交を行った場合には不同意性交等罪として処罰され得ることの確認
 - オ 児童虐待防止法における保護者に芸能事務所の社長や部活動の指導者などが該当するか否かについての確認
 - カ 児童虐待防止法における児童虐待の通報先
 - キ 児童福祉法を速やかに改正して保育士による虐待も保護の対象とするところども家庭庁が公表した内容
- (2) 性交同意年齢の引上げ
 - ア 5歳差要件において誕生日起算であることの確認
 - イ 刑法は国民の行為規範として分かりやすくあるべきとの意見に対する法務大臣の見解
- (3) 性犯罪に係る公訴時効期間の延長
 - ア 被害時に13歳だった者が37歳になって提訴する場合の公訴時効の適用の有無
 - イ 公訴時効期間の更なる延長に向けた調査の必要性についての法務大臣の見解

山田勝彦君（立憲）

- (1) 障害者への性暴力
 - ア 障害者が同意の意思を示せないことを前提とした不同意性交等罪等の規定は侮蔑的であるとの意見に対する法務大臣の見解
 - イ 障害者の権利に関する条約に係る第1回日本政府報告に関する障害者権利委員会からの事前質問に対する政府の回答内容
 - ウ 障害に乗じた性犯罪の罰則を新設すべきとの意見に対する法務大臣の見解
 - エ 障害者と福祉施設の職員の関係が改正後の刑法第176条第1項第8号に規定する「経済的又は社会的関係上の地位」に該当することの確認
 - オ 障害者の日常に深く関わる対人援助職の従事者等を監護者性交等罪における監護者に含めるべきとの意見に対する法務大臣の見解
 - カ 今回の改正に当たって障害を有する被害当事者からヒアリングを行わなかった理由
 - キ 性犯罪に係る規定の検討に当たって障害を有する被害当事者からヒアリングを行う必要性について

- ての法務大臣の見解
- (2) 代表者聴取制度の障害者に対する性犯罪への適用拡大
 - ア 代表者聴取を行う者に対し障害福祉等の研修を行っているか否かの確認
 - イ 当該代表者聴取の試行運用の実施状況の公表時期並びに代表者聴取が行われた事件に係る起訴・不起訴件数及び有罪判決の件数等の公表の有無
 - ウ 改正後に当該代表者聴取を本格運用する予定の有無
 - (3) 性交同意年齢の引上げ
 - ア 5歳以内の差であっても14歳の中学生と18歳の成人の間に対等な関係はないとの意見に対する法務大臣の見解
 - イ 5歳差要件を含む性交同意年齢を学校教育で周知する具体的方策
 - ウ 16歳未満の者に対し性的行為をした18歳以上の者を処罰するよう改めるべきとの意見に対する法務大臣の見解

米山隆一君（立憲）

不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪

- ア 「同意しない意思」に同意する意思を誘導された状態が含まれるか否かの確認
- イ 「同意しない意思」の意味
- ウ 法制審議会の試案にあった「拒絶の意思」と規定しなかった理由
- エ アルコールの影響で積極的に同意するまでに至らなかったケースの可罰性
- オ 同意しない意思を形成すること等が「困難な状態」における一定程度以上の困難さの必要性
- カ アルコールの影響があること又は睡眠その他の意識が明瞭でない状態にあることを立証する方法
- キ 立証方法を典型的に示す必要性
- ク 不同意性交等罪が非親告罪であることから立証方法や処罰範囲を国民に示す必要性
- ケ 処罰範囲が不明確であることから民事裁判で厳格な立証がなくとも損害賠償請求が認められてしまうおそれ
- コ 同意しない意思を形成することが困難であること等の意義及び程度について条文上又はガイドライン等で明確にする必要性

寺田学君（立憲）

- (1) 不同意性交等罪が同意のない性交等を処罰するものであるか否かの確認
- (2) 性犯罪の被害が届けられた警察において被害者に同意がなかったことを否定するかのような聴取を行わないことの確認
- (3) 警察官に対する性的同意に関する研修を行う必要性
- (4) 警察から国民に対して性的同意の重要性を周知する必要性
- (5) 性交同意年齢に係る年齢差要件
 - ア 法制審議会部会の資料における「性的行為に向けた相手方からの働きかけに的確に対処する能力」の意味
 - イ 上記アに自らの意思で避妊をする能力が含まれるか否かの確認
 - ウ 中学生が自らの意思で避妊をすることが出来る可能性
 - エ 女性中学生が自らピルを購入し服用できる環境にある可能性
 - オ 18歳の成人男性と同意の下で性交した14歳の女性中学生が妊娠した場合における責任の所在
 - カ 成人が中学生と性交した場合には罰するべきとの考えに対する法務大臣の見解

漆間譲司君（維新）

- (1) 性犯罪者の再犯防止の取組の内容
- (2) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
 - ア 国及び都道府県によるワンストップ支援センターへの支援の内容及び予算額
 - イ ワンストップ支援センターに対する更なる支援の必要性
- (3) 性的姿態撮影行為等処罰法案
 - ア 「性的姿態等」の意義
 - イ 消去対象となる影像を基に画像生成A Iが生成した画像が消去対象となるか否かの確認及び消去対象となる電磁的記録を読み込んで情報解析をする行為の違法性の有無
 - ウ 画像生成A Iで盗撮風画像を生成する際に違法性のない画像情報を取り込むことの違法性の有無
- (4) 両法案の周知・広報の方針
- (5) 両法案の周知・広報に向けた法務大臣の意気込み
- (6) 売春の唆し行為に対する不同意性交等罪による処罰の可否
- (7) 障害に乗じた性犯罪の可罰性並びにその場合における司法面接の適用の有無及びその課題

阿部弘樹君（維新）

小児性犯罪

- ア 現行法下における小児性犯罪に関する対応
- イ 性交同意年齢の引上げの内容
- ウ 児童福祉法の児童に淫行させる罪の改正の有無
- エ 「不同意」の英訳語
- オ 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪と罪名を改めることとした経緯
- カ 矯正施設内及び保護観察における小児性愛者に対する処遇の内容
- キ 小児性愛を病気と位置付けた場合のこれに対する治療法
- ク 児童性愛者によるものを含む性犯罪における今回の刑法改正の意義

沢田良君（維新）

- (1) 性教育
 - ア 法務大臣が義務教育課程で受けた性教育の内容
 - イ 義務教育における性教育の内容及び妊娠の経過は取り扱わない運用が開始された時期
 - ウ 性に関する教育が不十分である場合には性被害に遭っても正しく認識できないおそれ
 - エ 子供に正しい性の知識を付与する責任の所在
 - オ 保護者等の性に対する考え方が多様であるとの趣旨の文部科学大臣の発言の妥当性
- (2) 不同意性交等罪
 - ア 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪と罪名を改めることとした議論の経緯
 - イ 法律名や罪名を決める際に犯罪抑止の観点から議論していく必要性
- (3) 公共の電波を利用している放送事業が担う公共的な役割についての総務省の見解

鈴木義弘君（国民）

- (1) 不同意性交等罪
 - ア 不同意性交等罪として構成要件を改めることとした理由
 - イ 「婚姻関係の有無にかかわらず」と条文に明記することとした趣旨
 - ウ 婚姻関係や恋愛関係にある者の間で犯された強制性交等罪の件数の推計値

- エ 被害者が「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」にあったか否かについての判断手法
- オ 同意しない意思を形成すること等が困難な状態の立証方法及び不同意わいせつ罪と不同意性交等罪との間での「困難な状態」の程度の差異の有無
- (2) 性犯罪に関する相談体制
 - ア 令和4年における相談の受理件数
 - イ 刑法改正案成立後に増加が見込まれる性犯罪被害の届出への対応
 - ウ 都道府県警察で性犯罪を担当する部署
- (3) 改正によって構成要件の外延が不明確となることでえん罪を生むこととなるのではないかと懸念に対する法務省の見解
- (4) 性犯罪被害の実態をよりの確に把握するための調査の必要性
- (5) 若年世代の意見を踏まえた検討体制を構築する必要性
- (6) 16歳未満である相手方が年齢を詐称した場合の可罰性

本村伸子君（共産）

- (1) 性犯罪に係る公訴時効期間の延長
 - ア 時効期間について若年時に性犯罪被害を受けた事例の知見が十分に反映されていないとの5月16日の参考人質疑における参考人の意見に対する法務大臣の見解
 - イ 若年者の性犯罪被害についての実態調査を行う必要性
 - ウ 内閣府の「男女間における暴力に関する調査」における若年者の状況
- (2) 大手芸能事務所の創業者による性加害報道
 - ア これまでの政府の対応
 - イ 本事案についての政府による是正措置の有無
 - ウ 被害について相談を行ったことによる不利益取扱いへの対応
 - エ 被害者が個人事業主である場合における上記ウの対応
 - オ 第三者による相談機関の設置及び実態調査の必要性
 - カ 文化芸術分野における性暴力対策を強化する必要性
 - キ セクシャルハラスメントを始めとした包括的なハラスメント禁止規定を創設する必要性
- (3) 不同意性交等罪
 - ア 「暴行若しくは脅迫」はその程度を問わないことの確認
 - イ 「心身の障害」はその程度を問わないことの確認
 - ウ 地位関係性要件における「憂慮」の主体となる者
 - エ 行為者が被害者の憂慮について認識していなかった場合の可罰性
 - オ 障害者がグルーミング等をされることにより外形的には同意したように見える場合の可罰性